再　反　論　書

審査庁（総務課長）　殿

平成３０年５月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　審査請求人　井原勝介

　５月２日付けの岩国市長の再弁明書（平３０拠整第６９号）に対して、次の通り再反論する。

１．再弁明書の１の（１）について

　議会の議決を要する契約の種類は、「工事又は製造の請負」とされているが、これは、工事や製造の請負など完成物が生じるまでに一定の期間を要するものについて、特別にその契約の時点での議会承認を義務付けているものであり、その他の契約は、議会の議決案件から除外するという趣旨ではない。

　自治体の契約としてはその他に売買や貸借などもあるが、それらは、契約という外形的なものではなく、その法律行為自体を議決案件としている。地方自治法第９６条各号を見れば、それは明らかである。

　つまり、契約も含めて財産の取得、処分など自治体の意思決定に関する行為は、原則として議会の承認事項であり、再弁明書にいう「本来、契約の締結は執行権に属する」という論は、誤りである。

　本件のような自治体と外国の機関との協定の締結は、同条の想定外であり明文の規定はないが、同条の趣旨からすれば、市民の権利利益に関する自治体の重要な意思決定行為として、議会の承認を受ける必要があると考えるべきである。

２．再弁明書の１の（２）について

　本件文書を公表できない中で概要版を提示したので問題ないという趣旨のようであるが、当方の反論に対する弁明になっていない。概要版は行政の裁量により事実上作られたもので、それが本件文書の内容を過不足なく表現しているのか不明であり、何の担保もない。端的に言えば、法的効果を持たない一片の資料に過ぎない。

　法律を制定する際には、「立法事実」が必要である。つまり、どうしてその法律が必要なのかを説明する客観的事実である。今回の条例には、憲法上疑義のある政治的行為の禁止も含めて市民の権利利益に関する規定が含まれており、その根拠となるのが本件協定であり、それが立法事実である。従って、今回の条例制定の立法事実となる本件協定を議会及び市民に示すことは、条例提案者の最低限の義務である。

３．再弁明書の１の（３）について

①　再弁明書には、反論書の以下の項目に対する記述がなく、これらについては、当方の主張に理解を示しているものと解釈する。

　第２の（１）非開示情報の複数該当について

　　　　（２）相手方の同意について

　　　　（４）第７条第７号の解釈について

　　　　（５）契約の履行について

　　　　（６）部分開示について

　　　　（７）那覇地裁の判決について

②　条例第７条第６号柱書き及び同号イについて

　反論書の第２の（１）で指摘した通り、本件文書非開示の理由として２つの条項をあげることは、条例解釈の誤りである。

　第６号柱書きは、「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とされている。すなわち、「次に掲げるおそれ（アからオまでのおそれ）」と「その他」以下の「おそれ」とは、別の概念として規定されており、一つの情報が両方に該当することは想定されていない。

③　再弁明書１の（３）のイ及びウについて

「公の施設（都市公園）の設置、管理に関する情報は、条例第７条第６号柱書きに規定する、岩国市が行う事務又は事業に関する情報に該当する」としている。確かに、同号前段の規定だけ読めばすべての事務等が対象となるように思われるが、後段では、「事務又は事業の性質上」という条件をつけている。すなわち、同号は、岩国市の行うすべての事務等を対象とするのではなく、事務等の性質によって一定の制限をかけ、そうした条件に合致する典型的なものとして、アからオまでの事務等が列挙されているのである。

　再弁明書では、相手方の意向のみを根拠に「事務等の遂行に著しい支障が生じるおそれがある」としているが、都市公園の設置、管理業務が同号柱書きに該当するとすれば、「事務等の性質上」支障が生じるおそれがあるという条件に当てはまる必要があるが、それに関する説明がまったくなされていない。

④　再弁明書１の（３）のエ及びオについて

　第６号イは、反論書の第２の（３）で指摘した通り、契約、交渉という事務の性質に着目し、相手方とのやり取りの途中段階で関連情報を開示する場合などを想定しているものである。本件協定の締結に向けた相手方との交渉に関する事務は、まさに同号イの「契約、交渉に係る事務」に該当し、その過程における情報は非開示情報に該当する場合があると考えられる。しかし、交渉が終われば同号イに規定する事務ではなくなり、協定書のような確定文書は、開示したとしても「契約、交渉に係る事務」に関して当事者としての地位を不当に害するおそれはないことは明らかである。

　再弁明書では、「今後の陸上競技場エリアの共同使用に伴う現地実施協定の締結及び本件実施協定の更新、改定に著しい支障を及ぼし、岩国市の当事者としての地位を不当に害する」としている。同号イが対象とするのは、本件協定の締結に関する交渉事務であり、「おそれ」もその交渉に関するものに限定されていることは明らかである。

　従って、将来の本件協定の更新、改定に関する「おそれ」や、まったく別の事務である陸上競技場エリアに関する実施協定の締結に関する「おそれ」は、同号イの対象とならないことは明らかである。

　また、再弁明書では、「国における米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれ」も同号イに該当するとしているが、そもそも、国は、交渉の当事者ではないし、「国全体の共同使用に関する事務」に関する「おそれ」を同号イの対象とすることは、解釈の明らかな誤りである。

　「情報公開の手引き」にもあるように、条例の適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、拡大解釈されることがないよう厳に留意すべきである。